



# 医療情報

医療法人の出資持分も納税猶予の対象に

～ 医業継続に係る納税猶予等の創設～



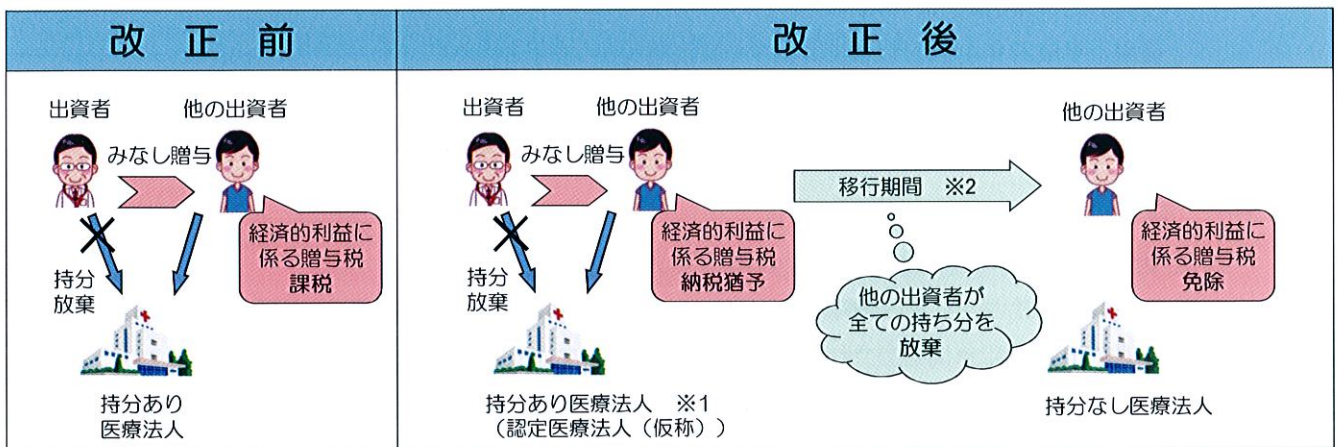
団塊の世代の引退時期が近づき、事業承継に関するご相談をお受けする機会が多くなりました。事業承継の悩みの一つが、後継者への株式の移転です。これは株式会社に限られる悩みでなく、平成19年以前に設立された医療法人（持分の定めのある医療法人）についても同様です。

持分の定めのある医療法人の出資者の出資持分は、贈与や相続により後継者へ移っていきますが、経営が比較的安定している医療法人の出資の評価は大きく下がることが少なく贈与税・相続税の負担が大きくなる傾向にあります。

皆様の法人は、持分の定めのある医療法人ですか？出資の承継に、ご不安はございませんか？  
今回は、平成26年税制改正大綱に挙げられた贈与税の納税猶予制度をご説明します。

## 医業継続に係る贈与税の納税猶予等の特例措置の概要

- 「持分の定めのある医療法人」の出資者が持分を放棄したことにより、他の出資者に贈与税が課される場合において、その医療法人が認定医療法人（仮称）（※1）であるときは、担保の提供を条件に、他の出資者の経済的利益に係る贈与税を移行計画（仮称）の期間満了まで猶予する制度が創設されます。
- 移行期間内に納税猶予の適用を受けている当該他の出資者が持分の全てを放棄した場合には、猶予税額が免除されます。



- ※1 認定医療法人（仮称）とは、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律に規定される移行計画（仮称）について、認定制度の施行の日から3年以内に厚生労働大臣の認定を受けた医療法人をいいます。
- ※2 移行期間は、当該医療法人の社員総会で、移行検討の定款変更の議決をした日から3年以内で定款で定める期間とされます。

現時点においては、認定医療機関（仮称）・移行計画（仮称）の内容などが不透明です。また、持分を放棄することによる医療法人への贈与税については本改正には含まれておりません。

本制度が活用できるものになるか否かはまだ判断が難しいですが、今後医療法人をどうしていきたいのか、現在の出資の評価額はどのくらいであるのか、事業承継にかかるリスクがどの程度であるかを把握することが円滑な事業承継を行う第1歩です。今後の事業承継について、一度検討されてみてはいかがでしょうか。

（文責：小池 明日香）

